

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		終身建物賃貸借事業の認可の取消し
根拠条例・規則等名		高齢者の居住の安定確保に関する法律
条 項		第 6 9 条 第 1 項
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1520)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 処分基準は、法第 6 9 条 第 1 項 の 定 め に よ る。
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日 設定 平成 13 年 8 月 5 日 最終改正
備 考		